



平成20年3月期 中間決算短信

平成19年11月16日

上場会社名 株式会社第三銀行 上場取引所 東証一部・名証一部
 コード番号 8529 URL <http://www.daisanbank.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役頭取 (氏名) 谷川 憲三 TEL (0598)23-1111
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役総合企画部長 (氏名) 岩間 弘
 半期報告書提出予定日 平成19年12月14日 配当支払開始予定日 平成19年12月10日
 特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満切捨て)

1. 19年9月中間期の連結業績 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(1) 連結経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	26,220	△4.5	3,864	21.3	2,015	18.0
18年9月中間期	27,465	16.1	3,185	23.3	1,708	61.3
19年3月期	51,825	—	6,504	—	3,647	—

	1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年9月中間期	10	96	—	—
18年9月中間期	9	29	—	—
19年3月期	19	83	—	—

(参考) 持分法投資損益 19年9月中間期 — 百万円 18年9月中間期 — 百万円 19年3月期 — 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産		連結自己資本比率(国内基準)(注1)
	百万円	百万円	%	円	銭	%
19年9月中間期	1,728,708	81,580	4.6	433	87	10.59
18年9月中間期	1,688,622	80,185	4.6	426	13	9.91
19年3月期	1,708,774	85,236	4.9	453	53	10.78

(参考) 自己資本 19年9月中間期 79,753百万円 18年9月中間期 78,355百万円 19年3月期 83,385百万円

(注1) 「連結自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。なお、平成18年9月中間期は旧基準により算出しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年9月中間期	△674	△21,336	△482	49,689
18年9月中間期	△5,607	△3,917	△478	66,615
19年3月期	△6,422	△6,982	8,969	72,182

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					
	中間期末		期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭
19年3月期	2	50	2	50	5	00
20年3月期	2	50	—	—	5	00
20年3月期(予想)	—	—	2	50		

3. 20年3月期の連結業績予想 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	50,900	△1.8	7,100	9.2	4,010	10.0	21	81

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無
 新規 一社（社名 — ） 除外 一社（社名 — ）
 （注） 詳細は、6ページ「企業集団の状況」をご覧ください。
- (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）
 ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
 ② ①以外の変更 無
 （注） 詳細は、25ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(3) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数 19年9月中間期 184,358,000株 18年9月中間期 184,358,000株 19年3月期 184,358,000株
 （自己株式を含む）
- ② 期末自己株式数 19年9月中間期 541,170株 18年9月中間期 481,140株 19年3月期 502,540株
 （注） 1株当たり中間(当期)純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、43ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 19年9月中間期の個別業績（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

(1) 個別経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	21,883	△5.4	3,771	20.4	2,007	18.0
18年9月中間期	23,127	17.3	3,132	25.6	1,701	61.7
19年3月期	43,109	—	6,367	—	3,623	—

	1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭
19年9月中間期	10	91
18年9月中間期	9	24
19年3月期	19	69

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産		単体自己資本比率(国内基準)(注1)
	百万円	百万円	%	円	銭	%
19年9月中間期	1,715,079	79,754	4.7	433	52	10.57
18年9月中間期	1,673,690	78,380	4.7	425	91	9.87
19年3月期	1,694,830	83,394	4.9	453	21	10.76

(参考) 自己資本 19年9月中間期79,754百万円 18年9月中間期78,380百万円 19年3月期83,394百万円

(注1) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。なお、平成18年9月中間期は旧基準により算出しております。

2. 20年3月期の個別業績予想（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	42,400	△1.6	7,000	9.9	4,000	10.4	21	74

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

連結業績予想、個別業績予想については、平成19年5月15日に公表した予想を変更しております。また、上記の予想は、発表日現在で入手可能な情報に基づき作成したものであります。実際の業績は、今後の様々な要因によって予想数値と異なる可能性があります。なお、上記業績予想に関する事項は、添付資料81ページを参照してください。

1 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当行の連結経営成績は、次のようになりました。

資金利益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金収入が残高の増加や利回りの上昇により増加したものの、預金利息の増加がこれらを上回ったことから、前年同期比4億63百万円減少し、153億5百万円となりました。また、役員取引等利益は、投資信託手数料の増加を中心に前年同期比22百万円増加しました。

貸倒償却引当費用につきましては、不良債権処理額が資産の健全化の進展に伴い半減したことに加え、一般貸倒引当金繰入が前年同期比減少したことから、前年同期比29億72百万円減少し7億55百万円となりました。

また、経常利益は前年同期比6億79百万円増加し、38億64百万円、中間純利益は前年同期比3億7百万円増加して20億15百万円となりました。

平成19年度の業績につきましては、私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は引き続き厳しいものと予想されますが、営業基盤の強化・拡充、一層の経営の合理化・効率化、リスク管理体制の強化などによる健全性の向上と時代に即応できる人材の育成強化を図りつつ、業績の向上に努める所存です。

これらの実践により、20年3月期の連結業績予想につきましては、経常利益71億円、当期純利益40億10百万円を見込んでおります。

(2) 財政状態に関する分析

当行の連結財政状態は、次のようになりました。

①預金

預金は、順調に推移しており、個人預金を中心に期中260億円増加し、期末残高は、1兆5,761億円となりました。また、預かり資産の取扱いの増強に努めた結果、投資信託預かり残高で期中62億円、国債保護預かり残高で期中53億円それぞれ増加しました。また、個人向け一時払い生命保険販売額は期中で32億円となりました。

②貸出金

貸出金につきましては、住宅ローンで期中52億円の増加となったことに加え、企業の資金需要に回復の兆しが見られたことから、期中159億円増加し、期末残高は、1兆630億円となりました。

③有価証券

有価証券につきましては、保有する債券の入れ替えを実施し、デュレーションを短くするなど金利リスクの低減を図りながら効率的に投資を行った結果、期中115億円増加し、期末残高は、5,328億円となりました。

④キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が順調に増加した一方、貸出金が順調に増加したことに加え、手持資金の効率的な運用に努めた結果、コールローン等が増加したことなどから、△6億円となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有価証券の取得支出により、△213億円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどから、△4億円となりました。

その結果、現金及び現金同等物は前期比224億円減少し、496億円となりましたが、手許流動性は十分確保されております。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当行は、銀行業という公共性に鑑み、長期にわたり安定的な経営基盤の拡充のため、内部留保の充実と安定的な配当の継続を基本方針としております。内部留保金につきましては、積極的なIT投資によるお客様へのサービス向上ならびに経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

この基本方針に沿い、平成19年11月16日開催の取締役会において、今年度の中間配当は1株2円50銭とさせていただきます。

今後の経営環境は引続き厳しいものと予想されますが、年間配当金につきましては、1株当たり5円の安定的な継続を第一義とし、引続き財務体質の強化に努め、かつ、銀行の社会的使命を全うしながら、株主各位のご支援に報いるよう努めてまいります。

(4) 事業等のリスク

当行グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において判断したものであります。

①リスク管理体制

当行は、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等につきまして、それぞれの基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置しています。さらに、「リスク管理小委員会」の下部組織として、市場関連リスク、流動性リスク、信用リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、各種リスクについて各管理担当部署を定め適正な管理を実施しております。これらを統合的に管理するため管理方針及び管理規定を定めるとともに、統合的なリスク管理部署を設置し、銀行全体のリスクを管理・統合する体制を整備しています。

②当行が対応すべきリスク

当行が管理すべき重要なリスクを挙げると、次の6つのリスクがあります。

(イ) 信用リスク

取引先が倒産等により債務を履行できなくなるリスクです。

(ロ) 市場関連リスク

金利や為替、株式などで相場等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクです。

(ハ) 流動性リスク

手許資金が減少し、取引の決済に支障をきたすようなリスクと、市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり、解消することができないリスクです。

(ニ) 事務リスク

事務処理上のミスや事故等のトラブルから生じるリスクです。

(ホ) システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより被るリスクです。

(ヘ) 法務リスク

法令等違反、各種取引上の法律関係における不確実性、解釈の相違及び不完全な認識により損失を被るリスクです。

③リスクの顕在化による財務面への影響

上記リスクが顕在化した場合には、当行の財務の状態に次のような影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 信用リスク

・不良債権の状況

当行は不良債権を抱えておりますが、不良債権の縮小を図るため、償却、引当の強化、オフバランス化の促進等組織をあげて取り組んでおります。しかしながら、日本の景気の動向、不動産価格の変動及び当行融資先の経営状況の変動等によって、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績及び財務状態に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

・貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となるおそれがあります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積りを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価格の下落その他の予期し得ない理由により、当行が貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(ロ) 市場関連リスク

当行は、国債等を中心として株式を含む有価証券への投資業務を行っておりますので、当行の業績及び財務状態はこのような投資業務に伴うリスクにさらされております。リスクとしては、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等があげられます。例えば、金利が急上昇した場合、当行が保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招くおそれもあります。

(ハ) 流動性リスク

悪質な風評が発生し短期間に大量の預金が払い出されることにより、手許資金が不足し取引の決済に支障をきたしたり、あるいは市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり解消することができない場合、予期しない資金調達費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(二) 事務リスク

事務処理やシステム上のトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) システムリスク

自行や他行のコンピュータの故障によるトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 法務リスク

法律に反する行為、不適切な内容の契約の締結等から、経済的損失が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④自己資本比率が悪化するリスク

当行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法14条の2の規定に基づき銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含むさまざまな命令を受けることになります。

当行が管理すべき6つのリスクの顕在化による影響以外に、当行の自己資本比率に影響を与える要因には次の事項が考えられます。

- (イ) 繰延税金資産の算出における予測・仮定と実際の結果との乖離が発生する状況
- (ロ) 当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることについての困難な状況
- (ハ) 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- (二) その他の不利益な展開

なお、これらの要因に対しましては、次のとおり対応していく所存です。

- (イ) 繰延税金資産の算出におきましては、精度の高い利益計画を立て予測・仮定と実際の結果との乖離の縮小を図ります。
- (ロ) 収益力を強化し、自己資本の一層の充実強化を図ります。
- (ハ) 自己資本比率の基準及び算定方法の変更に対する情報を早期に収集し、事前に具体的対応策等を立てられる体制を整備します。
- (二) リスク管理体制のより一層の強化を図ります。

2 企業集団の状況

第三銀行グループは、第三銀行および連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

【銀行業】

当行グループの中核業務として本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」を経営理念の第一に掲げ、常に地方銀行として地域経済の発展に貢献することを目指しております。

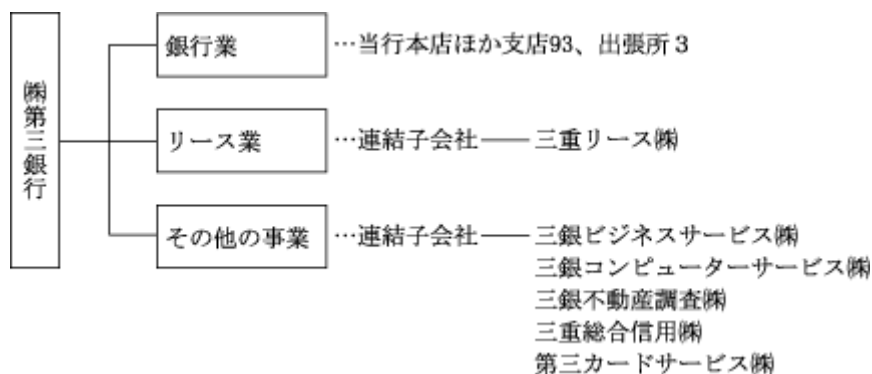
【リース業】

三重リース株式会社において、リース業務等を行っております。

【その他の事業】

三銀ビジネスサービス株式会社においては現金整理業務、労働者派遣業務等を、三銀コンピューターサービス株式会社においてはコンピューターによる計算受託業務等を、三銀不動産調査株式会社においては担保不動産評価業務を、三重総合信用株式会社においては信用保証業務を、第三カードサービス株式会社においてはクレジットカード業務を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



3 経営方針

(1) 経営の基本方針

当行は、「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」を経営理念として掲げ、次のような考え方のもとに株主様、お客様、地域の皆様をはじめとする社会から強く支持される経営の実践に努めております。

・地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行

これは当行の社会的使命を表わしたものです。私たちを生き育てていただいた地域社会と、そこに住む人々に報いる気持ちを常に持ち、地域社会・文化の発展や豊かさの向上のために奉仕し、貢献していくことに努力してまいります。同時にコンプライアンスを重視し、実践していくことで社会からの信頼にお応えしてまいります。また、今後ますます多様化するニーズを先取りして十分なサービスを提供することにより、みなさまに親しまれ愛される地域のベストバンクを目指します。

・逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行

これは当行のあるべき姿を表わしたものです。金融自由化の進展等、環境の変化に対して勇気と活力、豊かな創造力と企画力をもってこれに対応してまいります。バイタリティーと時代の変化に即応する柔軟性、創造力をもって多様化するお客様のニーズにお応えしながら、強固にかつ、着実に発展する地域のベストバンクを目指します。

・個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行

これは当行の行員と職場のあるべき姿を表わしたものです。行員一人一人の個性を尊重し、互いに良い点を育て伸ばし、生き生きとした明るい、そして仕事のやり甲斐のある職場を築いていこうというものです。そのため、組織の中で自らの役割と責任を自覚し、組織と規律を重んじコンプライアンスを実践するとともに、気配りや心づかいを大切にされた職場作りを目指します。

(2) 中長期的な経営戦略と課題及び目標

私ども金融機関をとりまく経営環境は、経済面においては回復基調にあるものの、当行の主たる取引先である中小企業に関しては、景気回復の動きは鈍く、加えて金融機関間の競争が一段と激化していることなどから、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、当行では平成16年4月から、平成24年10月に当行が創立100周年を迎える時の到達ビジョンを「お客様に選ばれる銀行～好感度NO.1～」と定め、それまでの9年間で3年ごとの3つのステージに分けて、「お客様の満足を一番に考える銀行づくり」「お客様に信頼される銀行づくり」「収益重視の活動ができる銀行づくり」「人が育ち人が活きる銀行づくり」「地域とともに生きる銀行づくり」の5つを基本方針として定め、ビジョンの実現に向けて取り組んでおります。平成19年3月でファーストステージ（不良債権の処理、意識改革）がほぼ目標どおりの成果をあげて終了いたしました。本年4月、平成22年3月までを計画期間とする新中期経営計画「Challenge100～地域とともに～2nd Stage」をスタートさせました。100周年に向けて着実に前進すること、一步一步大きく強くなることを目標としてセカンドステージを「Step by Step」のステージと位置づけ、「強固な取引基盤による収益力の強化」を最大のテーマとし、「コア戦略」として「事業融資基盤の拡充」「ライフプラン提案力の強化」「個人向けローンの拡充」を設定しました。この新中期経営計画のもと、100周年のビジョン達成に向け役職員一同総力を結集し努力してまいります。

一方、当行は、地域に根ざした銀行として地域密着型金融の実践に努めており、平成15年度～16年度の「リレーションシップバンキングの機能強化計画」および平成17年度～18年度の「地域密着型金融推進計画」の2次にわたる推進計画に基づき、地域密着型金融の強化に取り組んだ結果、企業再生の取り組み等による不良債権の大幅な削減、M&Aやビジネスマッチングの推進など多様な成果を収めることができました。

先般、当行はその成果を踏まえ、地域金融機関の社会的使命として、地域密着型金融をさらに高度化させるため、現在推進中の中期経営計画の計画期間に合わせ、同計画に盛り込まれた施策を中心に平成22年3月までの地域密着型金融推進のための具体策を定めるとともに、数値目標を設定いたしました。今後とも、ライフサイクルに応じた取引先企業の一層の支援強化、中小企業等に適した資金供給、地域経済への貢献などを実践していくことにより目標の達成に努め、地域密着型金融の強化に取り組んでまいります。

新中期経営計画の目標数値（単体）

項目	22年3月期目標	19年9月中間期実績
コア業務純益	105億円	45億円
当期純利益	52億円	20億円
自己資本比率	10%以上	10.57%
不良債権比率（金融再生法）	2.60%	3.28%

4 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	68,688	4.07	51,613	2.99	73,665	4.31
コールローン及び買入手形		589	0.04	15,000	0.87	1,180	0.07
商品有価証券		1,934	0.11	1,513	0.09	1,865	0.11
金銭の信託		4,262	0.25	3,839	0.22	4,140	0.24
有価証券	※1, 7,14	514,493	30.47	532,817	30.82	521,247	30.50
貸出金	※2, 3,4,5, 6,8	1,033,842	61.22	1,063,087	61.50	1,047,175	61.28
外国為替	※6	2,199	0.13	2,556	0.15	2,516	0.15
その他資産	※7	27,167	1.61	29,998	1.73	31,431	1.84
有形固定資産	※9, 10,11	27,617	1.64	27,215	1.57	27,480	1.61
無形固定資産		1,503	0.09	1,318	0.08	1,427	0.08
繰延税金資産		10,015	0.59	9,574	0.55	7,573	0.44
支払承諾見返		18,141	1.07	6,876	0.40	7,429	0.44
貸倒引当金		△21,833	△1.29	△16,705	△0.97	△18,361	△1.07
資産の部合計		1,688,622	100.00	1,728,708	100.00	1,708,774	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	1,531,689	90.71	1,576,198	91.18	1,550,131	90.72
債券貸借取引受入担保金	※1	8,201	0.49	—	—	—	—
借入金	※7, 12	16,989	1.01	19,787	1.15	19,814	1.16
外国為替		11	0.00	6	0.00	7	0.00
社債	※13	10,000	0.59	17,000	0.98	17,000	0.99
その他負債		12,609	0.75	15,980	0.92	18,201	1.07
賞与引当金		1,064	0.06	1,058	0.06	1,045	0.06
役員賞与引当金		—	—	—	—	33	0.00
退職給付引当金		5,653	0.33	5,891	0.34	5,817	0.34
役員退職慰労引当金		—	—	250	0.01	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	89	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※9	4,076	0.24	3,988	0.23	4,058	0.24
支払承諾		18,141	1.07	6,876	0.40	7,429	0.43
負債の部合計		1,608,436	95.25	1,647,128	95.28	1,623,538	95.01

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		22,461	1.33	22,461	1.30	22,461	1.31
資本剰余金		17,761	1.05	17,761	1.03	17,761	1.04
利益剰余金		27,534	1.63	30,704	1.77	29,042	1.70
自己株式		△207	△0.01	△230	△0.01	△216	△0.01
株主資本合計		67,549	4.00	70,696	4.09	69,048	4.04
その他有価証券評価差額金		7,936	0.47	6,203	0.36	11,408	0.67
繰延ヘッジ損益		△667	△0.04	△547	△0.03	△579	△0.03
土地再評価差額金	※9	3,536	0.21	3,401	0.19	3,507	0.20
評価・換算差額等合計		10,806	0.64	9,057	0.52	14,336	0.84
少数株主持分		1,830	0.11	1,826	0.11	1,850	0.11
純資産の部合計		80,185	4.75	81,580	4.72	85,236	4.99
負債及び純資産の部合計		1,688,622	100.00	1,728,708	100.00	1,708,774	100.00

(2) 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		27,465	100.00	26,220	100.00	51,825	100.00
資金運用収益		16,707		18,179		33,872	
(うち貸出金利息)		(11,410)		(12,254)		(23,170)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,250)		(5,801)		(10,568)	
役務取引等収益		2,527		2,591		4,994	
その他業務収益		807		265		1,012	
その他経常収益		7,422		5,183		11,946	
経常費用		24,279	88.40	22,356	85.26	45,320	87.45
資金調達費用		941		2,881		2,635	
(うち預金利息)		(559)		(2,371)		(1,835)	
役務取引等費用		978		1,021		2,030	
その他業務費用		2,177		1,236		3,164	
営業経費		11,778		11,962		23,216	
その他経常費用	※1	8,403		5,254		14,273	
経常利益		3,185	11.60	3,864	14.74	6,504	12.55
特別利益		6	0.02	7	0.03	12	0.02
特別損失	※2	58	0.21	681	2.60	89	0.17
税金等調整前中間(当期)純利益		3,133	11.41	3,190	12.17	6,428	12.40
法人税、住民税及び事業税		76	0.28	47	0.18	209	0.04
法人税等調整額		1,325	4.82	1,142	4.36	2,517	4.86
少数株主利益 (△は少数株主損失)		23	0.09	△15	△0.06	54	0.10
中間(当期)純利益		1,708	6.22	2,015	7.69	3,647	7.04

(3) 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	26,217	△196	66,243
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△460		△460
役員賞与(注)			△22		△22
中間純利益			1,708		1,708
自己株式の取得				△10	△10
土地再評価差額金取崩額			91		91
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,317	△10	1,306
平成18年9月30日残高(百万円)	22,461	17,761	27,534	△207	67,549

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	11,669	—	3,628	15,297	1,851	83,392
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△460
役員賞与(注)						△22
中間純利益						1,708
自己株式の取得						△10
土地再評価差額金取崩額						91
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△3,732	△667	△91	△4,491	△21	△4,512
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△3,732	△667	△91	△4,491	△21	△3,206
平成18年9月30日残高(百万円)	7,936	△667	3,536	10,806	1,830	80,185

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	29,042	△216	69,048
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△460		△460
中間純利益			2,015		2,015
自己株式の取得				△14	△14
土地再評価差額金取崩額			106		106
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,662	△14	1,647
平成19年9月30日残高(百万円)	22,461	17,761	30,704	△230	70,696

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	11,408	△579	3,507	14,336	1,850	85,236
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△460
中間純利益						2,015
自己株式の取得						△14
土地再評価差額金取崩額						106
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△5,205	32	△106	△5,279	△24	△5,303
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△5,205	32	△106	△5,279	△24	△3,656
平成19年9月30日残高(百万円)	6,203	△547	3,401	9,057	1,826	81,580

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	26,217	△196	66,243
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△460		△460
剰余金の配当			△460		△460
役員賞与(注)			△22		△22
当期純利益			3,647		3,647
自己株式の取得				△19	△19
土地再評価差額金の取崩			120		120
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	2,825	△19	2,805
平成19年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	29,042	△216	69,048

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	11,669	—	3,628	15,297	1,851	83,392
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△460
剰余金の配当						△460
役員賞与(注)						△22
当期純利益						3,647
自己株式の取得						△19
土地再評価差額金の取崩						120
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△261	△579	△120	△960	△0	△961
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△261	△579	△120	△960	△0	1,844
平成19年3月31日残高(百万円)	11,408	△579	3,507	14,336	1,850	85,236

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		3,133	3,190	6,428
減価償却費		2,788	2,854	5,666
減損損失		53	190	53
貸倒引当金の増加額		1,613	△1,655	△1,858
賞与引当金の増加額		36	13	18
役員賞与引当金の増加額		—	△33	33
退職給付引当金の増加額		161	74	325
役員退職慰労引当金の増加額		—	250	—
睡眠預金払戻損失引当金 の増加額		—	89	—
資金運用収益		△16,707	△18,179	△33,872
資金調達費用		941	2,881	2,635
有価証券関係損益(△)		△3,238	△366	△2,980
金銭の信託の運用損益(△)		585	300	699
為替差損益(△)		0	0	0
固定資産処分損益(△)		0	10	17
役員賞与の支払額		△30	—	△30
貸出金の純増(△)減		△17,919	△15,911	△31,252
預金の純増減(△)		24,359	26,067	42,801
商品有価証券の純増(△)減		△506	352	△438
コールローン等の純増(△)減		2,582	△13,819	1,991
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		13	△26	△161
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△599	△441	△9
債券貸借取引受入担保金 の純増減(△)		△17,902	—	△26,104
外国為替(資産)の純増(△)減		△354	△40	△671
外国為替(負債)の純増減(△)		5	△0	1
その他資産の純増(△)減		1,611	△484	△4,808
その他負債の純増減(△)		△1,658	△2,155	3,209
資金運用による収入		16,172	18,337	33,560
資金調達による支出		△653	△2,062	△1,668
その他		—	—	83
小計		△5,508	△565	△6,329
法人税等の支払額		△99	△109	△93
営業活動による キャッシュ・フロー		△5,607	△674	△6,422

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△63,825	△61,128	△116,024
有価証券の売却による収入		43,166	24,019	58,613
有価証券の償還による収入		17,494	16,497	51,876
有形固定資産の取得による支出		△696	△586	△1,277
有形固定資産の売却による収入		175	3	252
無形固定資産の取得による支出		△231	△141	△423
投資活動による キャッシュ・フロー		△3,917	△21,336	△6,982
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の借入による収入		—	—	2,969
劣後特約付社債の発行による収入		—	—	6,946
配当金支払額		△460	△460	△920
少数株主への配当金支払額		△7	△7	△7
自己株式の取得による支出		△10	△14	△19
財務活動による キャッシュ・フロー		△478	△482	8,969
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		△0	△0	△0
V 現金及び現金同等物 の減少額		△10,003	△22,493	△4,436
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		76,618	72,182	76,618
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		66,615	49,689	72,182

(5) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 主要な会社名 三重リース㈱ 三重総合信用㈱ (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 6社 主要な会社名 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 6社 主要な会社名 同左 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 同左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左 (ロ) 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,939百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,725百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,095百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>——</p>	<p>——</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(9,212百万円)については、厚生年金基金の代行部分について平成14年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けたことにより、平成15年3月31日現在の残高は2,962百万円となっており、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>なお、会計基準変更時差異(9,212百万円)については、厚生年金基金の代行部分について平成14年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けたことにより、平成15年3月31日現在の残高は2,962百万円となっており、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の期首に計上すべき過年度相当額337百万円については、特別損失に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方々に比べ営業経費は、87百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、特別損失は337百万円増加し、税金等調整前中間純利益は250百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所にて記載しております。</p>	<p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。 これにより、従来の方法に比べ、営業経費は16百万円、特別損失は73百万円それぞれ増加し、経常利益は16百万円、税金等調整前中間純利益は89百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(9) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(10) リース取引の処理方法 同左
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価してしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(11)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、主として税 抜方式によっておりま す。	(13)消費税等の会計処理 同左	(12)消費税等の会計処理 同左
5. (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び日本銀行への預 け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び日本銀行への預け金で あります。

(6) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は79,023百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(支払承諾および支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,670百万円減少します。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は83,964百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(支払承諾および支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ8,571百万円減少しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>従来、社債発行費は、資産として計上し3年間の均等償却を行っておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行費は35百万円減少し、「その他業務費用」中の社債発行費償却は同額増加するとともに、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規程が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ営業経費は33百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

(表示方法の変更)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更します。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

(7) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 消費貸借契約（現金担保付債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に8,201百万円含まれております。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,705百万円、延滞債権額は35,549百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は962百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,941百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,888百万円、延滞債権額は25,721百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,138百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,548百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,620百万円、延滞債権額は26,241百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は676百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,908百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,159百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,001百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 100百万円 有価証券 16,901百万円 その他資産 1,172百万円 預り手形 33百万円 未経過リース料 10,632百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 1,098百万円 借入金 9,784百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券32,026百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は413百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は37,297百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,426百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 100百万円 有価証券 16,907百万円 その他資産 1,253百万円 預り手形 3百万円 未経過リース料 10,946百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 1,469百万円 借入金 9,342百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,114百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は415百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,446百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,072百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 100百万円 有価証券 16,828百万円 預り手形 17百万円 その他資産 1,203百万円 未経過リース料 11,449百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 1,354百万円 借入金 9,879百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,040百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は408百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は435,176百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが429,911百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は452,938百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが448,024百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、434,931百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが430,496百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,761百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,339百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,028百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債には劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>—————</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,267百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,052百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,006百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,102百万円であります。</p>	<p>※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,835百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,650百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,006百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 21百万円)</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は8,571百万円であります。</p>

（中間連結損益計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）																																									
<p>※1. その他経常費用には、貸出金償却39百万円、貸倒引当金繰入額3,450百万円、株式等償却416百万円及び債権売却による損失237百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、53百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1. その他経常費用には、貸出金償却39百万円、貸倒引当金繰入額517百万円、株式等償却187百万円及び債権売却による損失198百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び使用方法の変化により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、190百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1. その他の経常費用には、貸出金償却102百万円、株式等償却563百万円、債権売却による損失1,049百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、53百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三重県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>三重県外</td> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円	営業店舗	土地等	19百万円	三重県外	営業店舗	土地等	19百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三重県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>31百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地	159百万円	営業店舗	土地等	31百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三重県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>三重県外</td> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円	営業店舗	土地等	19百万円	三重県外	営業店舗	土地等	19百万円
地域	用途	種類	減損損失																																								
三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円																																								
	営業店舗	土地等	19百万円																																								
三重県外	営業店舗	土地等	19百万円																																								
地域	用途	種類	減損損失																																								
三重県内	遊休資産	土地	159百万円																																								
	営業店舗	土地等	31百万円																																								
地域	用途	種類	減損損失																																								
三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円																																								
	営業店舗	土地等	19百万円																																								
三重県外	営業店舗	土地等	19百万円																																								
<p>資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。</p>	<p>資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。</p>	<p>資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。</p>																																									

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
合計	184,358	—	—	184,358	
自己株式					
普通株式	453	27	—	481	(注)
合計	453	27	—	481	

(注)自己株式の普通株式数の増加27千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	460	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	460	その他利益 剰余金	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
合計	184,358	—	—	184,358	
自己株式					
普通株式	502	38	—	541	(注)
合計	502	38	—	541	

(注)自己株式の普通株式数の増加38千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	460	2.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	459	その他利益 剰余金	2.5	平成19年9月30日	平成19年12月10日

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
合計	184,358	—	—	184,358	
自己株式					
普通株式	453	48	—	502	(注)
合計	453	48	—	502	

(注)自己株式の普通株式数の増加48千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	460	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	460	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	460	その他利益 剰余金	2.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 68,688	現金預け金勘定 51,613	現金預け金勘定 73,665
定期預け金 △501	定期預け金 △461	定期預け金 △501
その他の預け金 △1,572	その他の預け金 △1,463	その他の預け金 △981
現金及び現金同等物 66,615	現金及び現金同等物 49,689	現金及び現金同等物 72,182

(セグメント情報)

1 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	23,030	3,856	577	27,465	—	27,465
(2) セグメント間の内部 経常収益	97	502	432	1,032	(1,032)	—
計	23,127	4,359	1,010	28,497	(1,032)	27,465
経常費用	19,994	4,315	994	25,305	(1,025)	24,279
経常利益	3,132	43	16	3,192	(6)	3,185

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業……クレジットカード、現金整理委託業等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	21,807	3,852	560	26,220	—	26,220
(2) セグメント間の内部 経常収益	76	423	473	973	(973)	—
計	21,883	4,276	1,033	27,193	(973)	26,220
経常費用	18,112	4,248	957	23,318	(962)	22,356
経常利益	3,771	27	75	3,875	(10)	3,864

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業……クレジットカード、現金整理委託業等

3. 会計方針の変更による影響は次のとおりであります。

- (1) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、役員退職慰労引当金を計上しております。これにより、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間における「銀行業」は経常費用が89百万円減少し、経常利益が同額増加しております。「リース業」は経常費用が1百万円増加し、経常利益が同額減少しております。「その他の事業」は経常費用が0百万円増加し、経常利益が同額減少しております。
- (2) 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間から「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、睡眠預金払戻損失引当金を計上しております。これにより、従来の方法に比べ、当中間連結会計期間における経常費用は、「銀行業」が16百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	42,920	7,786	1,118	51,825	—	51,825
(2) セグメント間の内部 経常収益	189	842	847	1,878	(1,878)	—
計	43,109	8,628	1,965	53,703	(1,878)	51,825
経常費用	36,741	8,558	1,891	47,192	(1,871)	45,320
経常利益	6,367	69	74	6,511	(7)	6,504

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
 - (2) リース業……………リース業
 - (3) その他の事業……………クレジットカード、現金整理委託業等
3. 会計方針の変更による影響は次のとおりであります。

(1) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、当連結会計年度における経常費用は、「銀行業」が35百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

(2) 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、当連結会計年度における経常費用は、「銀行業」が20百万円、「リース業」が2百万円、「その他の事業」が11百万円増加し、経常利益がそれぞれ同額減少しております。

2 所在地別セグメント情報

全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3 国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(開示の省略)

リース取引、デリバティブ取引等に関する注記事項については、中間決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

なお、ストック・オプションは、該当ありません。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	38,305	53,018	14,713
債券	309,401	307,661	△1,740
国債	203,740	201,919	△1,820
地方債	25,698	25,610	△88
社債	79,962	80,131	168
その他	140,548	140,768	219
合計	488,256	501,449	13,193

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について411百万円減損処理を行っております。

3. 時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績推移、信用状況を考慮の上、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,821
地方債	209
社債	7,655
その他	3,358

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	42,903	53,403	10,500
債券	326,455	325,976	△478
国債	202,902	202,021	△881
地方債	33,455	33,426	△29
社債	90,096	90,529	432
その他	140,044	139,407	△636
合計	509,402	518,788	9,385

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について145百万円減損処理を行っております。

3. 時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績推移、信用状況を考慮の上、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,578
地方債	195
社債	9,102
その他	3,153

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,865	4

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	41,655	57,369	15,714	16,560	846
債券	314,697	313,449	△1,247	1,277	2,525
国債	204,368	202,824	△1,544	438	1,982
地方債	26,118	26,066	△51	162	214
社債	84,210	84,559	348	677	328
その他	132,502	135,863	3,361	5,177	1,816
合計	488,855	506,683	17,828	23,016	5,187

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について558百万円減損処理を行っております。

4. 時価が「著しく下落した」と判断する為の基準は、連結会計年度末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮の上、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	58,542	4,526	1,000

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,824
地方債	202
社債	8,571
その他	3,965

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	17,927	121,010	137,482	44,827
国債	3,534	66,859	87,660	44,769
地方債	2,487	8,352	15,371	57
社債	11,905	45,798	34,450	—
その他	2,187	46,870	53,947	9,985
合計	20,115	167,880	191,429	54,812

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,140	464

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	13,193
その他有価証券	13,193
(△)繰延税金負債	5,237
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,955
(△)少数株主持分相当額	18
その他有価証券評価差額金	7,936

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,385
その他有価証券	9,385
(△)繰延税金負債	3,175
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,210
(△)少数株主持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	6,203

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	17,828
その他有価証券	17,828
(△)繰延税金負債	6,411
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,416
(△)少数株主持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	11,408

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	426.13 (追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は3円63銭減少しております。	433.87	453.53 (追加情報) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は3円15銭減少しております。
1株当たり中間(当期)純利益	円	9.29	10.96	19.83

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	80,185	81,580	85,236
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,830	1,826	1,850
(うち少数株主持分)	1,830	1,826	1,850
普通株式に係る中間期末の純資産額(百万円)	78,355	79,753	83,385
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	183,876	183,816	183,855

2. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,708	2,015	3,647
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,708	2,015	3,647
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	183,894	183,836	183,879

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

平成19年11月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成19年11月19日から平成20年3月28日までに、当行普通株式を株式の総数1,850,000株、取得価額の総額700百万円を上限として取得することを決議いたしました。

5 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		67,862	4.05	51,069	2.98	73,096	4.31
コールローン		589	0.04	15,000	0.87	1,180	0.07
商品有価証券		1,934	0.12	1,513	0.09	1,865	0.11
金銭の信託		4,262	0.25	3,839	0.22	4,140	0.25
有価証券	※1, 2, 8, 15	514,230	30.72	532,597	31.05	521,024	30.74
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 9	1,040,643	62.18	1,070,052	62.39	1,054,006	62.19
外国為替	※7	2,199	0.13	2,556	0.15	2,516	0.15
その他資産	※8	6,102	0.36	9,393	0.55	10,870	0.64
有形固定資産	※10, 11, 14	25,258	1.51	25,309	1.48	25,326	1.50
無形固定資産		1,490	0.09	1,305	0.08	1,415	0.08
繰延税金資産		9,170	0.55	8,631	0.50	6,642	0.39
支払承諾見返		18,069	1.08	6,824	0.40	7,369	0.43
貸倒引当金		△18,123	△1.08	△13,015	△0.76	△14,624	△0.86
資産の部合計		1,673,690	100.00	1,715,079	100.00	1,694,830	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,534,857	91.70	1,580,101	92.13	1,553,671	91.67
債券貸借取引受入担保金	※2	8,201	0.49	—	—	—	—
借入金	※12	5,184	0.31	8,099	0.47	8,081	0.48
外国為替		11	0.00	6	0.00	7	0.00
社債	※13	10,000	0.60	17,000	0.99	17,000	1.00
その他負債		8,328	0.50	12,166	0.71	14,487	0.86
賞与引当金		967	0.06	982	0.06	966	0.06
役員賞与引当金		—	—	—	—	20	0.00
退職給付引当金		5,613	0.34	5,845	0.34	5,773	0.34
役員退職慰労引当金		—	—	219	0.01	—	—
睡眠預金払戻損失引当金		—	—	89	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	4,076	0.24	3,988	0.23	4,058	0.24
支払承諾		18,069	1.08	6,824	0.40	7,369	0.43
負債の部合計		1,595,310	95.32	1,635,324	95.35	1,611,435	95.08

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		22,461	1.34	22,461	1.31	22,461	1.32
資本剰余金		17,761	1.06	17,761	1.03	17,761	1.05
資本準備金		17,761		17,761		17,761	
利益剰余金		27,488	1.64	30,634	1.79	28,979	1.71
利益準備金		6,434		6,434		6,434	
その他利益剰余金		21,054		24,199		22,544	
退職給与積立金		591		591		591	
別途積立金		15,844		15,844		15,844	
繰越利益剰余金		4,617		7,763		6,108	
自己株式		△135	△0.01	△158	△0.01	△144	△0.01
株主資本合計		67,575	4.03	70,698	4.12	69,058	4.07
其他有価証券評価差額金		7,935	0.48	6,202	0.36	11,407	0.67
繰延ヘッジ損益		△667	△0.04	△547	△0.03	△579	△0.03
土地再評価差額金	※14	3,536	0.21	3,401	0.20	3,507	0.21
評価・換算差額等合計		10,804	0.65	9,056	0.53	14,336	0.85
純資産の部合計		78,380	4.68	79,754	4.65	83,394	4.92
負債及び純資産の部合計		1,673,690	100.00	1,715,079	100.00	1,694,830	100.00

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		23,127	100.00	21,883	100.00	43,109	100.00
資金運用収益		16,609		18,083		33,686	
(うち貸出金利息)		(11,324)		(12,170)		(23,004)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,240)		(5,790)		(10,552)	
役務取引等収益		2,156		2,228		4,261	
その他業務収益		807		265		1,012	
その他経常収益		3,554		1,307		4,148	
経常費用		19,994	86.45	18,112	82.77	36,741	85.23
資金調達費用		848		2,780		2,454	
(うち預金利息)		(560)		(2,375)		(1,838)	
役務取引等費用		1,095		1,136		2,257	
その他業務費用		2,177		1,236		3,164	
営業経費	※1	11,528		11,598		22,583	
その他経常費用	※2	4,344		1,360		6,281	
経常利益		3,132	13.55	3,771	17.23	6,367	14.77
特別利益		2	0.01	1	0.01	3	0.01
特別損失	※3	54	0.24	583	2.66	72	0.17
税引前中間(当期)純利益		3,080	13.32	3,190	14.58	6,299	14.61
法人税、住民税及び事業税		38	0.16	28	0.13	64	0.15
法人税等調整額		1,340	5.80	1,154	5.27	2,611	6.06
中間(当期)純利益		1,701	7.36	2,007	9.18	3,623	8.40

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注2)	利益剰余金合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	17,761	6,434	19,736	26,171	△124	66,269
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注1)					△460	△460		△460
役員賞与(注1)					△15	△15		△15
中間純利益					1,701	1,701		1,701
自己株式の取得							△10	△10
土地再評価差額金取崩額					91	91		91
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	1,317	1,317	△10	1,306
平成18年9月30日残高(百万円)	22,461	17,761	17,761	6,434	21,054	27,488	△135	67,575

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	11,665	—	3,628	15,293	81,562
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注1)					△460
役員賞与(注1)					△15
中間純利益					1,701
自己株式の取得					△10
土地再評価差額金取崩額					91
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△3,730	△667	△91	△4,488	△4,488
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△3,730	△667	△91	△4,488	△3,182
平成18年9月30日残高(百万円)	7,935	△667	3,536	10,804	78,380

(注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成18年3月31日残高	中間会計期間中の変動額	平成18年9月30日残高
退職給与積立金	591百万円	—百万円	591百万円
別途積立金	15,844百万円	—百万円	15,844百万円
繰越利益剰余金	3,299百万円	1,317百万円	4,617百万円

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 (注2)	利益剰余金 合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	17,761	6,434	22,544	28,979	△144	69,058
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注1)					△460	△460		△460
中間純利益					2,007	2,007		2,007
自己株式の取得							△14	△14
土地再評価差額金取崩額					106	106		106
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	1,654	1,654	△14	1,640
平成19年9月30日残高(百万円)	22,461	17,761	17,761	6,434	24,199	30,634	△158	70,698

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	11,407	△579	3,507	14,336	83,394
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注1)					△460
中間純利益					2,007
自己株式の取得					△14
土地再評価差額金取崩額					106
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	△5,204	32	△106	△5,279	△5,279
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△5,204	32	△106	△5,279	△3,639
平成19年9月30日残高(百万円)	6,202	△547	3,401	9,056	79,754

(注) 1. 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月31日残高	中間会計期間中の変動額	平成19年9月30日残高
退職給与積立金	591百万円	一百万円	591百万円
別途積立金	15,844百万円	一百万円	15,844百万円
繰越利益剰余金	6,108百万円	1,654百万円	7,763百万円

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 (注2)	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	17,761	6,434	19,736	26,171	△124	66,269
事業年度中の変動額								
剰余金の配当(注1)					△460	△460		△460
剰余金の配当					△460	△460		△460
役員賞与(注1)					△15	△15		△15
当期純利益					3,623	3,623		3,623
自己株式の取得							△19	△19
土地再評価差額金の取崩					120	120		120
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	2,808	2,808	△19	2,789
平成19年3月31日残高(百万円)	22,461	17,761	17,761	6,434	22,544	28,979	△144	69,058

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	11,665	—	3,628	15,293	81,562
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)					△460
剰余金の配当					△460
役員賞与(注1)					△15
当期純利益					3,623
自己株式の取得					△19
土地再評価差額金の取崩					120
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	△257	△579	△120	△957	△957
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△257	△579	△120	△957	1,832
平成19年3月31日残高(百万円)	11,407	△579	3,507	14,336	83,394

(注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成18年3月31日残高	当事業年度中の変動額	平成19年3月31日残高
退職給与積立金	591百万円	一百万円	591百万円
別途積立金	15,844百万円	一百万円	15,844百万円
繰越利益剰余金	3,299百万円	2,808百万円	6,108百万円

(4) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,939百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,725百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,095百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(9,212百万円)については、厚生年金基金の代行部分について平成14年12月1日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けたことにより、平成15年3月31日現在の残高は2,962百万円となっており、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>なお、会計基準変更時差異(9,212百万円)については、厚生年金基金の代行部分について平成14年12月1日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けたことにより、平成15年3月31日現在の残高は2,962百万円となっており、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	—	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。 なお、当中間会計期間の期首に計上すべき過年度相当額308百万円については、特別損失に計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は、89百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、特別損失は308百万円増加し、税引前中間純利益は219百万円減少しております。</p>	—

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(6) 睡眠預金支払損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は16百万円、特別損失は73百万円それぞれ増加し、経常利益は16百万円、税引前中間純利益は89百万円それぞれ減少しております。</p>	—
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>—————</p> <p>一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>—————</p> <p>一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>—————</p> <p>一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同 左	同 左

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は79,047百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(支払承諾および支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,670百万円減少します。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は83,973百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(支払承諾および支払承諾見返の相殺)</p> <p>有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ8,571百万円減少しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>従来、社債発行費は、資産として計上し3年間の均等償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行費」は35百万円減少し、「その他業務費用」中の「社債発行費償却」は同額増加するとともに、税引前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規程が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。 これにより、従来に方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

(表示方法の変更)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

(6) 中間個別財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額81百万円</p> <p>※2. 消費貸借契約(現金担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に8,201百万円含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,380百万円、延滞債権額は34,195百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は905百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額81百万円</p> <p>—————</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,648百万円、延滞債権額は24,549百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は830百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額81百万円</p> <p>—————</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,379百万円、延滞債権額は25,038百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は620百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,615百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,097百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,001百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 16,901百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,098百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券32,026百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は402百万円であります。</p>	<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,377百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,405百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,426百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 16,907百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,469百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,114百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は404百万円あります。</p>	<p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,589百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,627百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,072百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 16,828百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,354百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券30,040百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は396百万円あります。</p>

前中間会計期末 (平成18年9月30日)	当中間会計期末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。</p>	<p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。</p>	<p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。</p>
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は424,103百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが418,838百万円あります。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は442,378百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが437,464百万円あります。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は423,962百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるものが419,527百万円あります。</p>
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>17,129百万円</p>	<p>17,845百万円</p>	<p>17,439百万円</p>
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>
<p>2,028百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>2,006百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>2,006百万円 (当事業年度圧縮記帳額 21百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債には劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,761百万円</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,267百万円</p> <p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,102百万円であります。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は劣後特約付社債17,000百万円であります。</p> <p>※14. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,835百万円</p> <p>※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は8,571百万円であります。</p>

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）																																																					
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>386百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>259百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,024百万円、株式等償却416百万円及び債権売却による損失237百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、53百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三重県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>三重県外</td> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。</p>	建物・動産	386百万円	その他	259百万円	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円	営業店舗	土地等	19百万円	三重県外	営業店舗	土地等	19百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>409百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>247百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額291百万円、株式等償却187百万円及び債権売却による損失198百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 当中間会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下及び使用方法の変化により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、190百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三重県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>159百万円</td> </tr> <tr> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>31百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。</p>	有形固定資産	409百万円	無形固定資産	247百万円	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地	159百万円	営業店舗	土地等	31百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>806百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>526百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他の経常費用には、債権売却による損失額1,049百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 当事業年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、53百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三重県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>三重県外</td> <td>営業店舗</td> <td>土地等</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、個人取引特化店、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設、ソフトウェア等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。</p>	建物・動産	806百万円	その他	526百万円	地域	用途	種類	減損損失	三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円	営業店舗	土地等	19百万円	三重県外	営業店舗	土地等	19百万円
建物・動産	386百万円																																																						
その他	259百万円																																																						
地域	用途	種類	減損損失																																																				
三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円																																																				
	営業店舗	土地等	19百万円																																																				
三重県外	営業店舗	土地等	19百万円																																																				
有形固定資産	409百万円																																																						
無形固定資産	247百万円																																																						
地域	用途	種類	減損損失																																																				
三重県内	遊休資産	土地	159百万円																																																				
	営業店舗	土地等	31百万円																																																				
建物・動産	806百万円																																																						
その他	526百万円																																																						
地域	用途	種類	減損損失																																																				
三重県内	遊休資産	土地・建物	14百万円																																																				
	営業店舗	土地等	19百万円																																																				
三重県外	営業店舗	土地等	19百万円																																																				

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	303	27	—	331	(注)
合計	303	27	—	331	

(注) 普通株式数の増加27千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	352	38	—	391	(注)
合計	352	38	—	391	

(注) 普通株式数の増加38千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度 末株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	303	48	—	352	(注)
合計	303	48	—	352	

(注) 普通株式数の増加48千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6 その他

該当ありません。